公務災害認定及び請求の手続きについて

災害発生

↓

被災団員等

○医療機関を受診
・保険証を使用せず、市町村が消防団員の公務災害の手続きをとる予定であることを告げ、医療費の支払いを待ってもらうよう話をして下さい
・なるべく専門の医療機関を受診し、はり師、きゅう師、マッサージ師、整体師よる施術は受けないようにして下さい（治療行為と認められず、補償が受けられない場合があります）
○市町村担当者へ報告

↓

市町村

○組合へ報告
・「消防団員等災害発生報告書」（別紙 様式第９号）で報告して下さい
・下記(1)～(5)の場合は、各書類の添付をお願いします
(1)地域外での活動の場合…応援協定書（写）
(2)行方不明者の捜索、祭礼・花火大会の警戒等の場合…出動命令書（写）
(3)レクリエーションの場合…年間行事計画書
(4)交通事故の場合…交通事故証明書（写）
(5)民間協力者の場合…自宅と火災現場の位置図等
・報告書に医師の診断書の添付は不要です（組合から依頼した場合を除き、診断書に係る費用は支払えません）

↓

組合

○公務上外の認定を行い、「災害補償通知書」及び請求様式を送付
・様式については、消防基金のホームページからもダウンロードできます

↓

市町村

○損害補償費等の請求
・「診療費請求明細書」、「施術料請求明細書」、「調剤費請求明細書」については、医療機関・薬局に渡し、記入を依頼して下さい
・診療に要する費用の基準については、別添資料のとおりとなっておりますので、医療機関から照会があった場合は、資料を渡していただくか、労災に準じた基準であるとお伝え下さい
・消防団員に対する休業援護金の請求がある場合には、委任状の添付をお願します（療養補償費のみの場合は、添付は不要です）

↓

組合

○損害補償費等の送金
・請求書類を受理後、審査を行い、「損害補償費等の決定及び送金について」を市町村に送付の上、市町村の指定口座へ送金します
・補償費等については、消防基金から組合に支払われた後に支払となりますので、請求から送金まで多少時間がかかる場合があります

↓

市町村

○損害補償費等を医療機関・被災団員等へ送金